

昭和三十九年政令第二百九十三号

漁業災害補償法施行令
内閣は、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）の規定に基づき、この政令を制定す
る。

（都道府県が処理する事務）

第一条 次に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務のうち、漁業共済組合（以下「組合」とい
う。）で一の都道府県の区域をその地区とするもの（その組合から漁業災害補償法（以下「法」
という。）第一百一条第一項の規定により事務の委託を受けた者を含む。以下この条において「都
道府県組合」という。）に関するものは、当該都道府県知事が行うこととする。ただし、都道府
県組合の業務の適正な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、農林水産大臣が自ら
これらの権限に属する事務（法第六十九条の規定により検査を行う事務を除く。）を行うことを
妨げない。

（法第六十八条の規定により報告を徴する事務）

二 法第六十九条又は第七十一条の規定により検査を行う事務

（法第七十二条に規定する必要な措置をとるべき旨の命令に係る事務）

三 法第七十三条に規定する監督上必要な命令に係る事務

（法第七十三条の規定により報告を徴する事務に係る農林水産大臣に関する規定）

四 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る農林水産大臣に報告を徴する規定

（都道府県知事に適用があるものとする。）

五 都道府県知事は、第一項本文の規定に基づき、法第六十八条の規定により都道府県組合から報
告を徴し、又は法第六十九条若しくは第七十一条の規定により都道府県組合の検査を行った場合
には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならな
い。

（農林水産大臣に報告を徴する事務）

四 農林水産大臣は、法第六十八条の規定により都道府県組合から報告を徴し、又は法第七十一条
の規定により都道府県組合の検査を行った場合には、農林水産省令で定めるところにより、その
結果を関係都道府県知事に通知しなければならない。

（農林水産大臣に報告しなければならない。）

五 都道府県知事は、都道府県組合に対し、第一項本文の規定に基づき法第七十二条又は第七十三
条の規定による処分をした場合には、農林水産省令で定めるところにより、当該処分の内容を農
林水産大臣に報告しなければならない。

（漁業共済事業の実施）

第二条 組合は、都道府県の区域ごとに、法第四百四各号に掲げる漁業の各種類及び法第四百十四
条に規定する養殖業の各種類及び法第四百一十五条の二に規定する特定養殖業（以下「特定養殖
業」という。）の各種類のうち、その種類の漁業又は養殖業を営む中小漁業者で当該都道府県の
区域内に住所を有するものの数、その中小漁業者によるその種類の漁業又は養殖業に係る漁獲金
額の総額等からみて、当該都道府県の区域において、主要な漁業又は養殖業の種類であると認めら
れるものについては、その種類の漁業又は養殖業を対象とする漁獲共済又は養殖共済若しくは特
定養殖共済を行わなければならない。この場合において、一の漁業又は養殖業の種類が当該都道
府県の区域において主要な漁業又は養殖業の種類であるかどうかを判定する基準については、農
林水産大臣が定める。

（免責事由）

第三条 法第九十三条第一項第九号の政令で定める特別の事由は、被共済者（法第四百五条第一項第一
号口に掲げる組合員にあつては、同号口に規定する中小漁業者を含む。次条において同じ。）
が次条の規定による義務を有する場合にその義務を怠つたこととする。

（第一号漁業に係る漁獲共済における水産動植物の保護義務）
第四条 法第四百四条第一号に掲げる漁業（以下「第一号漁業」という。）に属する漁業に係る漁獲
共済にあつては、被共済者は、当該共済契約に係る漁業の目的とする水産動植物を保護するため
に必要な行為で農林水産省令で定めるものを怠つてはならない。

（漁獲共済の対象とする漁業）
第五条 法第四百四条第一号の政令で定める漁業は、共同漁業権に基づく漁業法（昭和二十四年法律
第二百六十七号）第六十条第五項第一号の第一種共同漁業であつて、わかめ、こんぶ、てんぐさ
又はあわびをとる漁業とする。

第六条 法第四百四条第二号の政令で定める漁業は、第一号漁業、法第四百十四条に掲げる漁業及び特
定養殖業以外の漁業であつて、次に掲げるものとする。

一 漁船により行う漁業（内水面（農林水産大臣が指定する湖沼を除く。次号において同じ。）
において営むもの及び漁業法第三十七条に規定する大臣許可漁業のうち農林水産省令で定める
ものを除く。）

二 内水面以外の水面において網漁具を定置して営む漁業

（第一号漁業に係る水域の設定）

都道府県知事は、法第四百五条第一項第一号口の規定により一定の水域を定めるには、第一
号漁業に属する漁業の種類ごとに、当該漁業についての一の漁業権（一の漁業権に係る漁場の区
域の全部又は一部と重複するときは、これらの漁業権を一の漁業権とみなす。以下この項において同じ。）に係る漁場の区域（一の漁業権に係る漁業の漁獲金額を把握することが困難であるときは、これらの漁業
権に係る漁場の区域）の全部が一の水域となるよう定めなければならない。

（都道府県知事にかかるわらす、その水域のうち当該区分に係る区域をもつてそれぞれ一の水域
として定めることができる。）

都道府県知事は、法第四百五条第一項第一号口の規定により一定の水域を定めたときは、遅滞な
く、これを、公示するとともに、組合に通知しなければならない。

（第一号漁業に係る水域についての区域の設定）

（第八条 都道府県知事は、第一号漁業に属する漁業の種類ごとに、次の各号に掲げる要件のすべて
に該当する場合に限り、法第四百五条第一項第一号口の規定により二以上の区域を定めることがで
きる。）

一 法第四百五条第一項第一号口の規定により定められた一定の水域内において当該漁業を営む中
小漁業者の住所地のすべてが含まれる地域を、当該中小漁業者の分属する当該漁業の操業の集
団ごとに、当該集団に属する中小漁業者の住所地のすべてが含まれる地域に区分することが容
易であると認められること。
二 前号の水域内において当該漁業を営む中小漁業者の全員の当該漁業の操業に係る漁獲物の販
売が同号の集団ごとに区分して行われていること。
三 第一号の集団ごとに当該集団に属する中小漁業者のすべてを通ずる当該漁業の操業に係る總
漁獲金額を把握することが容易であると認められること。
四 都道府県知事は、法第四百五条第一項第一号口の規定により二以上の区域を定めるには、第一号
漁業に属する漁業の種類ごとに、前項第一号の規定による区分に係る地域をもつてそれぞれ一の
区域として定めなければならない。

（都道府県知事が法第四百五条第一項第一号口の規定により二以上の区域を定めた場合には、前条
第三項の規定を準用する。）

（第九条 都道府県知事は、法第四百五条第一項第二号口の規定により区域を定めるには、法第四百四
条第二号に掲げる漁業（以下「第二号漁業」という。）を営む者がその組合員となつてゐる漁業協
同組合（業種別組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十八条第四項の
規定によりその組合員の資格を有する者を定款で定める特定の種類の漁業を営む者に限る漁業協
同組合をいう。第四項において同じ。）を除く。以下この項において「特定組合」という。）の地
区（その地区が他の都道府県の区域にわたる特定組合については、その地区的うち当該都道府県
の区域に係る部分に限る。以下同じ。）ごとに、その地区的全部が一の区域となるよう定めな
ければならない。ただし、特定組合の地区の全部又は一部が他の特定組合の地区の一部となつて

いるときは、これらの地区の全部をあわせた区域が一の区域となるように定めなければならぬ。

2 都道府県知事は、前項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく広く定められるとときは、同項の規定にかかわらず、その区域を二以上に分けて定めることができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定により区域を定めるとすればその区域が著しく狭く定められることは、その区域に係る特定第二号漁業者となるべき者の数が著しく少なくなるときは、同項の規定にかかわらず、その区域と同項の規定によるものとした場合に定められる他の区域とを合わせて一の区域として定めることができる。

4 都道府県知事は、前三項の規定により区域を定めるほか、第二号漁業を営む者がその組合員となつてある業種別組合の地区を基礎として法第百五条第一項第二号ロの規定により区域を定めることができる。

5 都道府県知事は、法第百五条第一項第二号ロの規定により区域を定めるには、前各項の規定により定める区域ごとに、その区域内に住所を有する者の第二号漁業に属する漁業の種類に応じて定めなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により区分を定めるとすればその区分に係る特定第二号漁業者となるべき者の数が著しく少くなるときは、同項の規定にかかわらず、その区分と同項の規定により定める区域ごとに、その区分ごとに、その区域内に住所を有する者の第二号漁業に属する漁業の種類に応じて定めなければならない。

7 都道府県知事が法第百五条第一項第二号ロの規定により区域及び区分を定めた場合には、第七条第三項の規定を準用する。

(法第百五条第一項第二号ロに掲げる組合員の要件の特例)

第九条の二

都道府県知事は、法第百五条第一項第二号ロの規定により定められた区域に係る第二号漁業を営む者がその組合員となつてある業種別組合(以下この条において「特定組合」という。)の水産業協同組合法第十八条第一項第一号の定款で定める日数(以下この条において単に「定款で定める日数」という。)が九十日と異なるときは、当該定款で定める日数(当該区域が前

号第一項ただし書又は同条第三項の規定により定められた場合であつて当該区域に係る特定組合のいすれかの定款で定める日数が他の当該特定組合の定款で定める日数と異なるときは、それぞれの特定組合の定款で定める日数、中小漁業者の数その他当該区域における漁業事情を勘案して定める日数を法第百五条第一項第二号ロの規定により当該区域につき定める日数とすることができる。

(特定第二号漁業者の要件)

第九条の三 法第百八条第二項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 総トン数一トン以上百トン未満の動力漁船により行う漁業(二隻以上の漁船(農林水産大臣が定める附属漁船を除く。)によりまき網、船びき網、底びき網又は敷網を使用して営む漁業であつて、当該漁船の合計総トン数が百トン以上であるものを除く。)又は第六条第二号に掲げる漁業(以下「定置漁業」という。)を営むこと。

二 前号に規定する漁業を営む日数が一年を通じて九十日(法第百五条第一項第二号ロの規定により定められた区域につき、九十日を超えて百二十日までの範囲内で、農林水産省令で定めるところにより都道府県知事がこれと異なる日数を定めたときは、その日数)を超えること。

三 法第百五条第一項第二号ロの規定により定められた区分に係る漁業の漁獲金額が一年を通じて二百萬円を超えること。

(漁獲共済の共済金額の最低限度)

第十一条 法第百十条第三項の政令で定める金額は、共済限度額に百分の四十を乗じて得た金額とする。

(漁獲共済の共済限度額の算定に用いる組合が定める金額)

第十二条 法第百十一条第一項の組合が定める金額は、共済契約ごとに、当該共済契約に係る被資格者(法第百五条第一項の被共済資格者をいう。以下この条、第二十三条第三項第二号及び

第二十五条第二項第一号において同じ。)の営む当該漁業の当該共済責任期間の開始日(周年操業をする漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約にあっては、当該共済責任期間の開始日の二月前の日。以下この条において同じ。)前五年間における農林水産省令で定める一定年間の操業に係る漁獲金額(第一号漁業に属する漁業に係る漁獲共済については、被共済資格者が法第百五条第一項第一号ロに掲げる組合員であるときは、同号ロに規定する中小漁業者のすべてを通して該漁業の当該共済責任期間の開始日前五年間における当該農林水産省令で定める一定年間の操業に係る漁獲金額の合計額とし、第二号漁業に属する漁業に係る漁獲共済については、被共済資格者が法第百五条第一項第二号ハに掲げる団体であるときは、その構成員のすべてを通して該漁業の当該共済責任期間の開始日前五年間における当該農林水産省令で定める一定年間の操業に係る漁獲金額の合計額とする。以下この条において同じ。)を基礎として農林水産省令で定めるところにより算出される金額を基準とし、当該被共済資格者の当該漁業に係る経営事情、当該被共済資格者と当該漁業に係る漁業の存する当該農林水産省令で定める一定年間の操業に係る漁業の当該共済責任期間の開始日前五年間における農林水産省令で定める一定年間の操業に係る漁獲金額その他当該地域における漁業事情を勘案して定めなければならない。

第十二条

法第百十一条第一項の農林水産省令で定める割合は、百分の九十から百分の七十までの範囲内において定めるものとする。

(漁獲共済の共済限度額の算定に用いる割合)

第十二条の二 法第百十三条第四項の政令で定める種類の漁業は、第一号漁業及び第二号漁業とする。

(養殖共済の対象とする養殖業)

第十三条 法第百十四条の政令で定める養殖業は、次に掲げるものとする。

一 かき養殖業(繩等により垂下して行うものに限り、第十八条の四に規定する特定かき養殖業を除く。以下同じ。)

二 一年貝真珠養殖業(海面において、施術した真珠貝で施術の年の翌年の単位漁場区域(法第百八条第一項に規定する単位漁場区域をいう。以下同じ。)ごとに組合が共済規程で定める日までのものを繩等により垂下して行うものに限り。以下同じ。)

三 二年貝真珠養殖業(海面において、施術した真珠貝で前号に規定する日の翌日以後のものを繩等により垂下して行うものに限り。以下同じ。)

四 小割り式一年魚はまち養殖業(ぶりでふ化の年の翌年の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日までのものを網いければ放養して行うものに限り。以下同じ。)

五 小割り式二年魚はまち養殖業(ぶりで前号に規定する日の翌日から一年以内のものを網いければ放養して行うものに限り。以下同じ。)

六 小割り式三年魚はまち養殖業(ぶりで第四号に規定する日の翌日から一年を経過した日以後のものを網いければ放養して行うものに限り。以下同じ。)

七 小割り式一年魚たい養殖業(まだい、ちだい、くろだい、はまふえふき、いしだい又はいしがきだい(以下「まだい等」という。)でふ化の年の翌年(八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年)の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日までのものを網いければ放養して行うものに限り。以下同じ。)

八 小割り式二年魚たい養殖業(まだい等で第七号に規定する日の翌日から一年以内のものを網いければ放養して行うものに限り。以下同じ。)

九 小割り式三年魚たい養殖業(まだい等で第七号に規定する日の翌日から一年を経過した日以後のものを網いければ放養して行うものに限り。以下同じ。)

十 小割り式三年魚を網いければ放養して行うものに限り。以下同じ。)

- 十一 小割り式一年魚ふぐ養殖業（とらふぐでふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日までのものを網いければ放養して行うものに限る。以下同じ。）
- 十二 小割り式二年魚ふぐ養殖業（とらふぐで前号に規定する日の翌日から一年以内のものを網いければ放養して行うものに限る。以下同じ。）
- 十三 小割り式三年魚ふぐ養殖業（とらふぐで第十一号に規定する日の翌日から一年を経過した日のものを網いければ放養して行うものに限る。以下同じ。）
- 十四 小割り式一年魚かんばち養殖業（かんばちでふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日までのものを網いければ放養して行うものに限る。以下同じ。）
- 十五 小割り式二年魚かんばち養殖業（かんばちで前号に規定する日の翌日から一年以内のものを網いければ放養して行うものに限る。以下同じ。）
- 十六 小割り式三年魚かんばち養殖業（かんばちで第十四号に規定する日の翌日から一年を経過した日以後のものを網いければ放養して行うものに限る。以下同じ。）
- 十七 小割り式ひらめ養殖業（ひらめの幼魚を網いければ放養して行うものに限る。以下同じ。）
- 十八 小割り式一年魚すずき養殖業（すずきでふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日までのものを網いければ放養して行うものに限る。以下同じ。）
- 十九 小割り式二年魚すずき養殖業（すずきで前号に規定する日の翌日から一年以内のものを網いければ放養して行うものに限る。以下同じ。）
- 二十 小割り式三年魚すずき養殖業（すずきで第十八号に規定する日の翌日から一年を経過した日以後のものを網いければ放養して行うものに限る。以下同じ。）
- 二十一 小割り式二年魚ひらまさ養殖業（ひらまさでふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものを網いければ放養して行うものに限る。以下同じ。）
- 二十二 小割り式三年魚ひらまさ養殖業（ひらまさで前号に規定する日から一年を経過した日以後のものを網いければ放養して行うものに限る。以下同じ。）
- 二十三 小割り式まあじ養殖業（まあじの幼魚を網いければ放養して行うものに限る。以下同じ。）
- 二十四 小割り式一年魚しまあじ養殖業（しまあじでふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日までのものを網いければ放養して行うものに限る。以下同じ。）
- 二十五 小割り式二年魚しまあじ養殖業（しまあじで前号に規定する日の翌日から一年以内のものを網いければ放養して行うものに限る。以下同じ。）
- 二十六 小割り式三年魚しまあじ養殖業（しまあじで第二十四号に規定する日の翌日から一年を経過した日以後のものを網いければ放養して行うものに限る。以下同じ。）
- 二十七 小割り式二年魚まはた養殖業（まはた、やいとはた又はくえ（以下「まはた等」といいう。）でふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年までの間にふ化したものを網いければ放養して行うものに限る。以下同じ。）
- 二十八 小割り式三年魚まはた養殖業（まはた等で前号に規定する日から一年を経過した日から一年以内のものを網いければ放養して行うものに限る。以下同じ。）
- 二十九 小割り式四年魚まはた養殖業（まはた等で第二十七号に規定する日から二年を経過した日から一年以内のものを網いければ放養して行うものに限る。以下同じ。）
- 三十 小割り式五年魚まはた養殖業（まはた等で第二十七号に規定する日から三年を経過した日以後のものを網いければ放養して行うものに限る。以下同じ。）
- 三十一 小割り式すぎ養殖業（すぎの幼魚を網いければ放養して行うものに限る。以下同じ。）
- 三十二 小割り式まさば養殖業（まさばの幼魚を網いければ放養して行うものに限る。以下同じ。）

第十四条 法第百十五条第一項の政令で定める養殖水産動植物は、次の表の上欄に掲げる養殖業の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるところとする。	養殖業の種類	
	かき	かき（本垂下後のものに限る。）
一年貝真珠養殖業	真珠貝（本垂下後のもので施術の年の翌年の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日までのものに限る。）	規程で定める日までのものに限る。）
二年貝真珠養殖業	真珠貝（本垂下後のものでこの表の一年貝真珠養殖業の項の下欄に規定する日の翌日から一年以内のものに限る。）	規程で定める日までのものに限る。）
小割り式一年魚はまち養殖業	ぶり（本養殖しているものでふ化の年の翌年の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日までのものに限る。）	ぶり（本養殖しているものでこの表の小割り式一年魚はまち養殖業の項の下欄に規定する日の翌日から一年以内のものに限る。）
小割り式二年魚はまち養殖業	ぶり（本養殖しているものでこの表の小割り式一年魚はまち養殖業の項の下欄に規定する日の翌日から一年以内のものに限る。）	ぶり（本養殖しているものでこの表の小割り式一年魚はまち養殖業の項の下欄に規定する日の翌日から一年以内のものに限る。）
小割り式三年魚はまち養殖業	ぶり（本養殖しているものでこの表の小割り式一年魚はまち養殖業の項の下欄に規定する日の翌日から一年以内のものに限る。）	ぶり（本養殖しているものでこの表の小割り式一年魚はまち養殖業の項の下欄に規定する日の翌日から一年以内のものに限る。）
小割り式一年魚たい養殖業	まだい等（本養殖しているものでふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日までのものに限る。）	まだい等（本養殖しているものでこの表の小割り式一年魚たい養殖業の項の下欄に規定する日の翌日から一年以内のものに限る。）
小割り式二年魚たい養殖業	まだい等（本養殖しているものでこの表の小割り式一年魚たい養殖業の項の下欄に規定する日の翌日から一年以内のものに限る。）	まだい等（本養殖しているものでこの表の小割り式一年魚たい養殖業の項の下欄に規定する日の翌日から一年以内のものに限る。）
小割り式三年魚たい養殖業	まだい等（本養殖しているものでこの表の小割り式一年魚たい養殖業の項の下欄に規定する日の翌日から一年以内のものに限る。）	まだい等（本養殖しているものでこの表の小割り式一年魚たい養殖業の項の下欄に規定する日の翌日から一年以内のものに限る。）

小割り式三年魚ま はた養殖業	はた等(本養殖しているものでこの表の下欄に規定する日から一年を経過した日から一年以内のものに限る。)
小割り式四年魚ま はた養殖業	はた等(本養殖しているものでこの表の下欄に規定する日から二年を経過した日から一年以内のものに限る。)
小割り式五年魚ま はた養殖業	はた等(本養殖しているものでこの表の下欄に規定する日から三年を経過した日から一年以内のものに限る。)
小割り式すぎ養殖 業	すぎ(本養殖しているものでふ化の年の翌年(八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年)の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものに限る。)
小割り式まさば養 殖業	まさば(本養殖しているものでふ化の年の翌年(八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年)の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものに限る。)
小割り式一年魚く らまぐろ養殖業	くらまぐろ(本養殖しているものでふ化の年の翌年(八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年)の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものに限る。)
小割り式三年魚く らまぐろ養殖業	くらまぐろ(本養殖しているものでこの表の下欄に規定する日から一年を経過した日から一年以内のものに限る。)
小割り式四年魚く らまぐろ養殖業	くらまぐろ(本養殖しているものでこの表の下欄に規定する日から二年を経過した日から一年以内のものに限る。)
小割り式五年魚く らまぐろ養殖業	くらまぐろ(本養殖しているものでこの表の下欄に規定する日から三年を経過した日から一年以内のものに限る。)
小割り式三年魚く らまぐろ養殖業	くらまぐろ(本養殖しているものでこの表の下欄に規定する日から一年を経過した日から一年以内のものに限る。)
小割り式四年魚く らまぐろ養殖業	くらまぐろ(本養殖しているものでこの表の下欄に規定する日から二年を経過した日から一年以内のものに限る。)
小割り式五年魚く らまぐろ養殖業	くらまぐろ(本養殖しているものでこの表の下欄に規定する日から三年を経過した日から一年以内のものに限る。)
小割り式三年魚め ばる養殖業	めばる等(本養殖しているものでこの表の下欄に規定する日から二年を経過した日から一年以内のものに限る。)
小割り式四年魚め ばる養殖業	めばる等(本養殖しているものでこの表の下欄に規定する日から三年を経過した日から一年以内のものに限る。)
小割り式三年魚め ばる養殖業	めばる等(本養殖しているものでこの表の下欄に規定する日から二年を経過した日から一年以内のものに限る。)
小割り式四年魚め ばる養殖業	めばる等(本養殖しているものでこの表の下欄に規定する日から三年を経過した日から一年以内のものに限る。)
小割り式かわはぎ 養殖業	かわはぎ(本養殖しているものでふ化の年の翌年(八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年)の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものに限る。)
うなぎ養殖業	いはんうなぎ(本養殖しているものでふ化の年の翌年(八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年)の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものに限る。)
養殖業の種類	が共済規程で定める日までのものに限る。)
小割り式一年魚 ふぐ養殖業	が共済規程で定める日までのものに限る。)
小割り式二年魚 またはた養殖業	が共済規程で定める日までのものに限る。)
小割り式三年魚 またはた養殖業	が共済規程で定める日までのものに限る。)
2 法第百十五条第三項の政令で定める養殖水産動植物は、次の表の上欄に掲げる養殖業の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	養殖水産動植物とあらぶぐ(本養殖しているものでふ化の年の翌年(八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年)の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものに限る。)

小割り式四年魚 またはた養殖業	まはた等（本養殖しているものでこの表の小割り式二年魚またはた養殖業の項の下欄に規定する日から二年を経過した日から一年以内のものに限る。）
小割り式五年魚 またはた養殖業	まはた等（本養殖しているものでこの表の小割り式二年魚またはた養殖業の項の下欄に規定する日から三年を経過した日から一年以内のものに限る。）
小割り式すぎ養 殖業	すぎ（本養殖しているものでふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものに限る。）
小割り式まさば 養殖業	まさば（本養殖しているものでふ化の年の翌年の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものに限る。）
小割り式二年魚 めばる養殖業	めばる等（本養殖しているものでふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものに限る。）
小割り式四年魚 めばる養殖業	めばる等（本養殖しているものでふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものに限る。）
小割り式三年魚 めばる等（本養殖しているものでふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものに限る。）	めばる等（本養殖しているものでふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものに限る。）
小割り式二年魚 めばる等（本養殖しているものでふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものに限る。）	めばる等（本養殖しているものでふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものに限る。）
小割り式四年魚 めばる等（本養殖しているものでふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものに限る。）	めばる等（本養殖しているものでふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものに限る。）
小割り式かわは ぎ養殖業	めばる等（本養殖しているものでふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものに限る。）
小割り式かわは ぎ養殖業	めばる等（本養殖しているものでふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものに限る。）
（単位漁場区域の設定）	（単位漁場区域の設定）

第十五条 都道府県知事は、単位漁場区域を定めるには、法第百十八条第一項の農林水産省令で定める養殖業の種類ごとに、当該養殖業についての一つの漁業権に係る漁場の区域（一の漁業権に係る漁場の区域が他の漁業権に係る漁場の区域と近接している等のため一の漁業権に係る漁場の区域における当該養殖業の養殖共済に係る共済事故による損害を認定することが困難であると認められるときは、これらの漁業権に係る漁場の区域）の全部が一の単位漁場区域となるよう定めなければならぬ。

2 都道府県知事は、前項の規定により単位漁場区域を定めるとすればその単位漁場区域が著しく広く定められる場合において、その単位漁場区域における当該養殖業の操業の区域が区分されており、かつ、当該区分された区域における当該養殖業の養殖共済に係る共済事故による損害を認定することが容易であると認められるときは、同項の規定にかかるらず、その単位漁場区域のうち当該区分に係る区域をもつてそれぞれ一の単位漁場区域として定めることができる。

3 都道府県知事が法第一百八十八条第一項の規定により単位漁場区域を定めた場合には、第七条第三項の規定を準用する。
(養殖共済に係る填補の責めを負わない損害)

第十六条 法第一百二十三条第二項の政令で定める損害は、次に掲げるものとする。

一 汚水、廢液その他養殖水産動植物に有害な物の遺棄又は漏せつによる水の汚染によつて生じた損害

二 共済目的たる養殖水産動植物が当該単位漁場区域（内水面において営む養殖業に係る養殖区域にあつては、事業場。以下この号において同じ。）以外の区域に移された場合（共済事故の発生の防止又は軽減の目的で緊急に避難するため当該単位漁場区域に近接する区域に移された場合及び共済目的たる養殖水産動植物の育成又は販売の目的で共済契約の締結の申込みに際し共済規程で定めるところにより組合に申出がありその申出に従い当該単位漁場区域以外の区域に移された場合を除く。）において、その移されている期間内に当該養殖水産動植物について生じた損害

三 前二号に掲げるもののほか、当該被共済者の行為によつて生じた損害

(養殖共済の共済金を支払う場合の損害割合)

第十七条 法第一百二十四条第一項の政令で定める割合は、百分の十五とする。

(養殖共済の共済金の支払の特例)
第十八条 法第一百二十四条第二項第二号の政令で定める種類の養殖業は、かき養殖業、一年貝真珠養殖業、二年貝真珠養殖業、小割り式二年魚ふぐ養殖業、小割り式三年魚ふぐ養殖業及び小割り式ひらめ養殖業とする。

2 法第二十四条第二項第二号の政令で定める共済事故は、疾病（前項に規定する種類の養殖業ごとに、継続して著しい損害をもたらすものとして農林水産省令で定めるものに限る。）による死亡とする。

3 組合は、第一項に規定する種類の養殖業に係る単位漁場区域ごとに、当該単位漁場区域における当該種類の養殖業に属する養殖業に係る養殖共済についての共済責任期間の開始日前三年間の各年ににおける当該養殖業に係る養殖水産動物であつて前項に規定する共済事故に該当する事故によつて受けた損害に係るものに数量の当該養殖水産動物の合計数量に対する割合（当該各年のうち赤潮等のため当該割合が著しく小さくなつた年その他の特別の事由があると認められる年については、当該単位漁場区域の過去における当該割合及び当該単位漁場区域に近接する区域の事情を勘案して組合が認定する割合。次項において「損害割合」という。）がそれぞれ百分の五以上である場合には、当該単位漁場区域を当該共済責任期間につき法第二十四条第二項第二号の規定により組合が共済規程で指定する単位漁場区域として指定しなければならない。

4 組合が、法第一百二十四条第二項第二号の規定に基づき、前項の規定により指定された単位漁場区域のそれぞれにつき、共済規程で指定する割合は、当該単位漁場区域の損害割合を算術平均した割合が属する次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合とする。

損害割合を算術平均した割合の区分	指定する割合
百分の十五未満	百分の五
百分の十五以上百分の二十未満	百分の十
百分の二十以上百分の二十五未満	百分の十五
百分の二十五以上百分の三十未満	百分の二十
百分の三十以上百分の三十五未満	百分の二十五
百分の三十五以上	百分の三十

(養殖共済の共済金に関する特約)
第十八条の二 法第一百二十四条第三項各号列記以外の部分及び第四項の政令で定める種類の養殖業は、第十三条各号に掲げる養殖業とする。

2 法第二十四条第三項第二号の政令で定める種類の養殖業は、第十三条第四号から第四十一条までに掲げる養殖業とする。

3 法第一百二十四条第三項第二号の政令で定める割合は、百分の十とする。

(養殖共済の继续申込特約に係る共済契約で定める割合の最低限度)
第十八条の三 法第一百二十四条の二第一項の政令で定める割合は、百分の三十とする。

(特定養殖共済の対象とする養殖業)
第十八条の四 法第一百二十五条の二の政令で定める養殖業は、のり等養殖業（網ひびを使用して行うのり又是もずくの養殖業をいう。以下同じ。）、わかめ養殖業、こんぶ養殖業、真珠母貝養殖業（海面において行うものに限る。以下同じ。）、ほたて貝等養殖業、繩等により垂下して行う（以下同じ。）、ほたて貝、とり貝、えぞいしかげ貝又はひおうぎ貝の養殖業をいう。以下同じ。）、特定かき養殖業（その養殖するかきにつきその生産金額を適正に確認することができる見込みがあるものとして農林水産省令で定める基準に適合する者が営むかきの養殖業をいい、繩等により垂下して行うものに限る。以下同じ。）、くるまるえび養殖業、うに養殖業（繩等により垂下して行うものに限る。以下同じ。）及びほや養殖業とする。

(特定養殖業に係る区域の設定)
第十八条の五 都道府県知事は、法第一百五十五条の三第一項第二号の規定により一定の区域を定めることは、特定養殖業を営む者がその組合員となつてゐる漁業協同組合（以下「特定養殖業組合」という。）の地区（その地区が他の都道府県の区域にわたる特定養殖業組合については、その地

区のうち当該都道府県の区域に係る部分に限る。(以下同じ。)ことに、その地区の全部が一の区域となるように定めなければならない。ただし、特定養殖業組合の地区の全部又は一部が同一の種類の特定養殖業に係る他の特定養殖業組合の地区の一部となつてゐるときは、これらの地区的全部をあわせた区域が一の区域となるよう定めなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により一定の区域を定めるときはその区域が著しく広く定められるときは、同項の規定にかかわらず、その区域を二以上に分けて定めることができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定により一定の区域を定めるときはその区域が著しく狭く定められ又はその区域に係る区域内特定養殖業者となるべき者の数が著しく少なくなるときは、同項の規定にかかわらず、その区域と同項の規定によるものとした場合に定められる他の区域とを合わせて一の区域として定めることができる。

4 都道府県知事が法第百二十五条の三第一項第二号の規定により一定の区域を定めた場合には、第七条第三項の規定を準用する。

(区域内特定養殖業者の要件)

第十八条の六 法第一百二十五条の六第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることをとする。

一 法第一百二十五条の三第一項第二号の規定により定められた区域に係る特定養殖業を営む日数が一年を通じて九十日(当該区域につき、九十日を超えて百二十日までの範囲内で、農林水産省令で定めるところにより都道府県知事がこれと異なる日数を定めたときは、その日数)を超えること。

(特定養殖共済の共済限度額の算定に用いる組合が定める金額)

二 前号の特定養殖業の養殖に係る生産金額が一年を超えること。

(特定養殖共済の共済限度額の算定に用いる組合が定める金額)

二 前号の特定養殖業の養殖に係る生産金額が一年を超えること。

第十八条の七 法第一百二十五条の九第一項の組合が定める金額は、共済契約ごとに、当該共済契約に係る被共済資格者(法第一百二十五条の三第一項第一号の被共済資格者をいう。以下この条、第二十三条第三項第四号及び第二十五条第二項第四号において同じ。)の當む当該特定養殖業の当該共済責任期間の開始日前五年間における農林水産省令で定める一定年間の養殖に係る生産金額を基礎として農林水産省令で定めるところにより算出される金額を基準とし、当該被共済資格者の当該特定養殖業に係る経営事情、当該被共済資格者と当該特定養殖業に近似する事情の存する当該特定養殖業に係る特定養殖共済の他の被共済資格者の當む当該特定養殖業の当該共済責任期間における開始前五年間における農林水産省令で定める一定年間の養殖に係る生産金額その他当該地域における養殖業の事情を勘案して定めなければならない。

(特定養殖共済の共済限度額の算定に用いる割合)

第十八条の八 法第一百二十五条の九第一項の農林水産省令で定める割合は、百分の九十から百分の七十までの範囲内において定めるものとする。

(基準生産数量)

第十八条の九 法第一百二十五条の十一第一項の組合が定める基準生産数量は、共済契約ごとに、当該共済契約に係る被共済者の當む当該特定養殖業の当該共済責任期間の開始日前五年間における農林水産省令で定める一定年間の養殖に係る生産数量を基礎として農林水産省令により算出される数量を基準として定めなければならない。

2 法第一百二十五条の十一第二項の組合が定める基準生産数量は、共済契約ごとに、当該共済契約に係る同項に規定する特定中小漁業者のすべてを通ずる当該特定養殖業の当該共済責任期間の開始日前五年間ににおける農林水産省令で定める一定年間の養殖に係る生産数量の合計数量を基礎として農林水産省令で定めるところにより算出される数量を基準として定めなければならない。

(特定養殖共済の共済金の支払に関する特約に係る特定養殖業の種類)

第十八条の十 法第一百二十五条の十一第三項の政令で定める種類の特定養殖業は、のり等養殖業、わかれ養殖業、こんぶ養殖業、真珠貝養殖業、ほか貝等養殖業、特定かき養殖業、くるまえび養殖業、うに養殖業及びほや養殖業とする。

(漁業施設共済の共済目的)

第十九条 法第一百二十六条第一項の政令で定める養殖施設及び漁具は、次に掲げるものとする。

一 浮流し式養殖施設(浮子、幹縄及び網ひびの部分に限る旨の特約がある場合にあつては、当該浮子、幹縄及び網ひびの部分に限る。)

二 はえ縄式養殖施設(浮子、幹縄、養殖水産動植物を垂下するために用いる籠(その附属具を除く。以下この号及び第四号において単に「籠」という。)及び養成網の部分に限る旨の特約がある場合にあつては、当該浮子、幹縄、籠及び養成網の部分に限る。)

三 くい打ち式養殖施設(のり等養殖業のうちのりの養殖業又はかき養殖業若しくは特定かき養殖業に供用するものに限る。)

四 いかだ(竹いかだにあつてはかき養殖業又は特定かき養殖業に供用するものに限り、いかだの本体及び籠の部分に限る旨の特約がある場合にあつては当該いかだの本体及び籠の部分に限る。)

五 網いけす(網いけすの本体に限る旨の特約がある場合にあつては、当該網いけすの本体に限る。)

六 定置網(かき網及び身網により構成されるものに限り、かつ、網地の部分又は定置網の本体に限る旨の特約がある場合にあつては当該網地の部分又は定置網の本体に限る。)

七 まき網(あぐり網、巾着網及び縫切網に限り、かつ、網地の部分に限る旨の特約がある場合にあつては当該網地の部分に限る。)

第十九条の二 法第一百二十六条第二項の政令で定める事故は、沈没(養殖施設に係るものであつて、農林水産省令で定める程度のものに限る。以下同じ。)とする。

(漁業施設共済に係る填補の責めを負わない損害)

第二十条 法第一百三十四条の政令で定める損害は、次に掲げるものとする。

一 漁船に搭載される漁具について、その漁船とともに全損となつた場合の当該損害

二 前号に掲げるもののほか、当該被共済者の行為によつて生じた損害

(可分養殖施設等に係る共済事故、共済価額及び共済金の特例)

第二十一条 法第一百三十六条に規定する養殖施設又は漁具(以下「可分養殖施設等」という。)を共済目的とする漁業施設共済においては、当該共済目的につき、法第一百二十六条第二項に規定する共済事故のほか、法第一百三十六条の農林水産省令で、当該可分養殖施設等の供用中におけるその一部の損壊、滅失、流失及び沈没であつて一定の程度以上のものを共済事故とすることができること。

2 前項の規定により可分養殖施設等の一部の損壊、滅失、流失及び沈没を共済事故とする共済契約に係る共済価額及び共済金の金額については、次により、法第一百三十六条の農林水産省令で、法第一百三十二条及び第一百三十五条の特例を定めるものとする。

一 共済価額については、共済目的たる一定の可分養殖施設等につき、これを当該共済責任期間中において追加した場合に当該共済価額を増加することができるよう法第一百三十二条の共済価額の算定方式を変更することができるものとする。

二 共済金の金額については、共済目的による当該共済目的についての損害の程度により共済金の金額を定めることができるように法第一百三十五条の共済金の金額の算定方式を変更することができるものとする。

(漁業施設共済の共済金の支払に関する特約に係る養殖施設又は漁具)

第二十二条の二 法第一百三十六条の二の政令で定める養殖施設又は漁具は、第十九条各号に掲げる養殖施設又は漁具とする。

第二十二条 法第一百四十条第一項第一号ロの政令で定める割合は、百分の九十五とする。

2 法第一百四十条第一項第一号ハの政令で定める割合は、百分の七十とする。

- 三年魚ふぐ養殖業、小割り式一年魚かんばち養殖業、小割り式二年魚かんばち養殖業、小割り式三年魚すずき養殖業、小割り式二年魚すずき養殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式一年魚すずき養殖業、小割り式二年魚ひらまさ養殖業、小割り式三年魚ひらまさ養殖業、小割り式三年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式一年魚しまあじ養殖業、小割り式二年魚しまあじ養殖業、小割り式三年魚しまあじ養殖業、小割り式二年魚しまあじ養殖業、小割り式四年魚まはた養殖業、小割り式五年魚まはた養殖業、小割り式二年魚くろまぐろ養殖業、小割り式三年魚くろまぐろ養殖業、小割り式四年魚くろまぐろ養殖業、小割り式五年魚くろまぐろ養殖業、小割り式二年魚めばる養殖業、小割り式三年魚めばる養殖業、小割り式四年魚めばる養殖業、小割り式五年魚めばる養殖業及び小割り式かわはざ養殖業、うなぎ養殖業、のり等養殖業、わかめ養殖業及びこんぶ養殖業、特定かき養殖業、くるまえび養殖業、うに養殖業及びほや養殖業。
- 十一 真珠貝養殖業、ほたて貝等養殖業、特定かき養殖業、くるまえび養殖業、うに養殖業及びほや養殖業。
- 十二 前項第六号から第八号までに掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済の共済契約であつて法第二十三条第二項ただし書の特約があるものの当該特約に係る部分に係る保険区分は、前項の規定にかかわらず、当該共済契約についての再共済契約のうち当該特約に係る部分に係る再共済責任及び当該共済契約（連合会が行う漁業共済事業に係るものに限る。）のうち当該特約に係る部分に係る共済責任の保険をもつて一の区分とするものとする。
- （保険金額の算定に用いる割合）
- 第二十二条の七 法第四百四十七条の五第一項の政令で定める割合は、百分の九十三とする。**
- （連合会責任金額の算定の方針）**
- 第二十二条の八 農林水産大臣は、法第四百四十七条の五第二項の規定により同条第一項の連合会責任金額の算定の方法を定めるには、保険区分ごとに、同項の連合会責任金額が連合会保有純掛金総額に連合会の再共済責任及び共済責任に係る危険の態様を勘案して定める一定の乗数を乗じて算定されるようにしなければならない。
- 前項の連合会保有純掛金総額は、法第四百四十七条の四の同一年度再共済契約に係る純再共済掛金及び同条の同一年度共済契約に係る純共済掛金の合計額から当該同一年度再共済契約及び同一年度共済契約についての保険契約に係る保険料の金額を差し引いて得た金額とする。
- （共済掛金の補助）
- 第二十三条 漁獲共済、養殖共済、特定貝類等養殖業（真珠貝養殖業、ほたて貝等養殖業、特定かき養殖業、くるまえび養殖業、うに養殖業及びほや養殖業をいう。以下この条において同じ。）に係る特定養殖共済及び養殖共済の対象とする養殖業又は特定貝類等養殖業に供用する養殖施設（以下この条において「特定養殖施設」という。）を共済目的とする漁業施設共済の共済掛金に係る法第四百九十五条第一項の規定による補助金の金額は、共済契約ごとに、共済金額（共済金額の共済限度額（第二号漁業に属する漁業による漁獲共済については、共済契約者が法第四百五十五条の三第一項第二号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者の全てを通ずる単位共済限度額の合計額とする。以下この項において同項第二号口に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者の全てを通ずる単位共済限度額の合計額とし、特定貝類等養殖業に係る特定養殖共済に係る特定養殖施設共済の共済掛金に係る法第四百九十五条第一項第二号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者による漁獲共済に対する割合が、別表の中欄に掲げる区間に応じ、同表の中欄に掲げる補助契約者が法第四百五十五条の三第一項第二号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者による漁獲共済に対する割合が、別表の中欄に掲げる区間に応じ、同表の中欄に掲げる補助率を超える場合には、共済限度額又は共済価額に当該補助限度率を乗じて得た金額。第三項において同じ。）に純共済掛け率の限度となつた基準共済掛け率を乗じ、更に、同表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる補助率を乗じて得た金額とする。以下この条において同じ。）に係る特定養殖共済及び特定藻類養殖業に供用する養殖施設を共済目的とする漁業施設

- 2 特定藻類養殖業（のり等養殖業、わかめ養殖業及びこんぶ養殖業をいう。以下この条において同じ。）に係る特定養殖共済及び特定藻類養殖業に供用する養殖施設を共済目的とする漁業施設
- 3 共済の共済掛け率に係る法第四百九十五条第一項の規定による補助金の金額は、共済契約ごとに、共済金額に純共済掛け率の限度となつた基準共済掛け率を乗じ、更に、百分の二十七・五を乗じて得た金額とする。
- 次に掲げる場合においてその申込みに基づいて締結された共済契約に基づき支払うべき共済掛け金に係る法第四百九十五条第一項の規定による補助金の金額は、前二項の規定にかかわらず、共済契約ごとに、共済金額に純共済掛け率の限度となつた基準共済掛け率を乗じ、更に、漁獲共済、特定貝類等養殖業に係る特定養殖共済及び特定養殖施設を共済目的とする漁業施設共済にあつては別表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる補助率に一を乗じて得た割合（同表の上欄の第一号（四）に掲げる区分にあつては百分の四十五（同号（六）に掲げる区分にあつては百分の三十五）を、特定藻類養殖業に係る特定養殖共済及び特定藻類養殖業に供用する養殖施設を共済目的とする漁業施設共済にあつては百分の五十五を乗じて得た金額とする。
- 一 第一号漁業に属する漁業に係る漁獲共済にあつては、法第五十五条第一項第一号イに掲げる組合員から当該漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みがあつた場合又は同号ロに掲げる組合員から法第八十条第一項の規定により当該漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みがあつた場合知事が定める区域ごと及び区分ごとに特定第二号漁業者（農林水産省令で定めるものを除く。以下この号及び第二十五条第二項第一号において同じ。）の全てについて、法第八十条第二項の規定による当該漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みがされ、又は同条第三項若しくは第四項の規定による法第五十五条第一項第二号ロに掲げる組合員若しくは同号ハに掲げる団体からの当該漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みがされた場合（その申込みに際し当該区域内に住所又は漁業根拠地を有しかつ当該区分に係る漁業を営む特定第二号漁業者以外の被共済資格者から併せて当該漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みがあつた場合を含む。）
- 二 第二号漁業に属する漁業に係る漁獲共済にあつては、法第五十五条第一項第二号ロの都道府県知事が定める区域ごと及び区分ごとに特定第二号漁業者（農林水産省令で定めるものを除く。以下この号及び第二十五条第二項第一号において同じ。）の全てについて、法第八十条第二項の規定による当該漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みがされ、又は同条第三項若しくは第四項の規定による法第五十五条第一項第二号ロに掲げる組合員若しくは同号ハに掲げる団体からの当該漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みがされた場合（その申込みに際し当該区域内に住所又は漁業根拠地を有しかつ当該区分に係る漁業を営む特定第二号漁業者以外の被共済資格者から併せて当該漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みがあつた場合を含む。）
- 三 養殖共済にあつては、法第八十条第一項に規定する養殖業の種類ごと及び単位漁場区域ごとに、当該単位漁場区域内において当該種類の養殖業を営む被共済資格者（法第八十六条第一項の被共済資格者をいい、農林水産省令で定めるものを除く。第二十五条第二項第二号において同じ。）の全員から同時に当該養殖共済に係る共済契約の締結の申込みがされた場合と同じ）。
- 四 特定養殖共済にあつては、法第五十五条の三第一項第二号の都道府県知事が定める区域ごとに、区域内特定養殖業者（農林水産省令で定めるものを除く。以下この号及び第二十五条第二項第四号において同じ。）の全てについて、法第五十五条の六第一項の規定による当該特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みがされ、又は同条第二項の規定による法第五十五条の三第一項第二号に掲げる組合員から当該特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みがされた場合（その申込みに際し当該区域内に住所を有し、かつ、当該特定養殖業を営む区域内特定養殖業者以外の被共済資格者から併せて当該特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みがあつた場合を含む。）
- 五 漁業施設共済にあつては、共済目的である養殖施設を使用して営む特定養殖業につき前号に規定する共済契約の締結の申込みがされた場合
- 第二号漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約者の営む当該共済契約に係る漁業（以下この項及び次項において「共済契約漁業」という。）の共済責任期間中ににおける通常の漁獲金額として農林水産省令で定めるところにより算出する金額（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる金額。以下「基準漁獲金額」という。）が一億六千万円（当該共済契約漁業が漁業協同組合等の営む定置漁業である場合には、八億円）以上である場合において当該共済契約に基づき支払うべき共済掛け率に係る法第五十五条第一項の規定による補助金の金額は、第一項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した金額に、更に、一億六千万円（当該共済契約漁業が漁業協同組合等の営む定置漁業である場合には、八億円）の基準漁獲金額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一 共済契約漁業につき漁業単位が二以上ある場合 当該漁業単位ごとに当該共済契約漁業の共済責任期間における通常の漁獲金額として当該農林水産省令で定めるところにより算出する金額のうち最高のもの

二 共済契約者が法第百五条第一項第二号口に掲げる組合員である場合 同号口に規定する規約を定めている中小漁業者の全てを通ずる共済契約漁業の共済責任期間中ににおける通常の漁獲金額として当該農林水産省令で定めるところにより算出する金額（当該共済契約漁業につき漁業単位が二以上ある場合には、当該漁業単位ごとに当該共済契約漁業の共済責任期間中ににおける通常の漁獲金額として当該農林水産省令で定めるところにより算出する金額のうち最高のもの）の合計額を当該中小漁業者の数で除して得た金額

三 共済契約者が法第五百五条第一項第二号ハに掲げる団体である場合 同号ハに掲げる団体の構成員の全てを通ずる共済契約漁業の共済責任期間における通常の漁獲金額として当該農林水産省令で定めるところにより算出する金額（当該共済契約漁業につき漁業単位が二以上ある場合には、当該漁業単位ごとに当該共済契約漁業の共済責任期間中ににおける通常の漁獲金額として当該農林水産省令で定めるところにより算出する金額のうち最高のもの）の合計額を当該中小漁業者の数で除して得た金額

前項の「漁業協同組合等」とは、次に掲げる者をいう。

一 漁業協同組合

二 漁業生産組合

三 漁民（漁業法第一条第二項に規定する漁業者又は同項に規定する漁業従事者である個人をいう。イにおいて同じ。）が組合員、社員又は株主となつていて法人（前二号に掲げる者及び公開会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第五号に規定する公開会社をいう。次号において同じ。）を除く。）であつて、次のいずれにも該当するもの

イ その組合員、社員又は株主の百分の七十以上が、共済契約漁業に係る漁業権が設定されていいる海区の属する都道府県に住所を有する漁民（口において「地域漁民」という。）であること。

ロ その組合員、社員又は株主である地域漁民の有する議決権の合計が総組合員、総社員又は総株主の議決権の過半を占めており、かつ、その組合員若しくは社員である地域漁民の出資額又はその株主である地域漁民の有する株式の数の合計が総出資額又は発行済株式の総数の過半を占めていること。

ハ 共済契約漁業に常時從事する者の三分の一以上が、その組合員、社員若しくは株主であるか、又はこれらと世帯を同じくする者であること。

四 前三号のいずれかに該当する法人が組合員、社員又は株主となつていて法人（公開会社を除く。）であつて、次のいずれにも該当するもの

イ その組合員、社員又は株主である前三号のいずれかに該当する法人の有する議決権の合計が総組合員、総社員又は総株主の議決権の過半を占めており、かつ、その組合員若しくは社員である前三号のいずれかに該当する法人の出資額又はその株主である前三号のいずれかに該当する法人の有する株式の数の合計が総出資額又は発行済株式の総数の過半を占めていること。

口 共済契約漁業に常時從事する者の三分の一以上が、その組合員、社員若しくは株主であるか、又はこれらと世帯を同じくする者であること。

第二十四条の二 法第一百九十五条第一項各号列記以外の部分の政令で定める一定の要件は、養殖施設を共済目的とする漁業施設共済の共済契約による法第一百三十一条第一項の割合として、百分の三十（当該共済契約に係る共済目的であるいかだ又ははえ縄式養殖施設（以下この項において「いかだ等」という。）を一年貝真珠養殖業（当該一年貝真珠養殖業に供するいかだ等の共済責任期間中ににおける最高の台数が三十台未満であるものに限る。）二年貝真珠養殖業（当該二年貝真珠養殖業に供するいかだ等の共済責任期間中ににおける最高の台数が三十台未満であるものに限る。）又は真珠母貝養殖業（当該真珠母貝養殖業に供するいかだ等の共済責任期間中ににおける最高の台数が二十台未満であるものに限る。）に供用する場合にあつては、百分の四十）以上の割合を選択していることとする。

2 前項に規定する台数は、農林水産省令で定めるところにより、いかだにあつては標準的な規模のいかだを単位として算定した台数、はえ縄式養殖施設にあつては標準的な規模のいかだを単位としていかだの台数に換算して得た台数とする。
(共済掛金に係る補助を受ける漁業の規模等)

第二十五条 法第一百九十五条第一項第二号の政令で定める一定の規模は、次のとおりとする。

一 漁獲共済の共済契約者にあつては、その當む当該共済契約に係る漁業に使用する漁船の合計総トン数（共済契約者の當む当該共済契約に係る漁業につき漁業単位が二以上ある場合には当該漁業に使用する漁船の漁業単位ごとの合計総トン数のうち最高のものとし、共済契約者が法第五百五条第一項第二号口に掲げる組合員である場合には同号口に規定する規約を定めている中 小漁業者の當む当該共済契約に係る漁業に使用する漁船の合計総トン数（当該中小漁業者の當む当該共済契約に係る漁業につき漁業単位が二以上ある場合には、当該漁業に使用する漁船の漁業単位ごとの合計総トン数のうち最高のもの）の合計数を当該構成員の数で除して得た数とし、共済契約者が同号ハに掲げる団体である場合にはその構成員の當む当該共済契約に係る漁業に使用する漁船の合計総トン数（当該構成員の當む当該共済契約に係る漁業につき漁業単位が二以上ある場合には、当該漁業に使用する漁船の漁業単位ごとの合計総トン数のうち最高のもの）の合計数を当該構成員の数で除して得た数とする。次項第一号及び別表第二号において同じ。）が百トンに満たないこと。

二 養殖共済（次号に規定する養殖共済を除く。）の共済契約者にあつては、当該共済契約者の當む当該共済契約に係る養殖業につき、農林水産省令で定める養殖業の区分ごとに、当該養殖業に供用するいかだ（はえ縄式養殖施設その他いかだに代えて供用する養殖施設を含む。第三項及び別表第五十二号を除き、以下同じ。）又は網いけすの共済責任期間中ににおける最高の台数が次の表の上欄に掲げる養殖業の種類に応じ、同表の下欄に掲げる台数（当該共済契約者が漁業協同組合又は漁業生産組合である場合には、当該台数に五を乗じて得た台数）に満たないこと。

養殖業の種類	台数
かき養殖業	
一年貝真珠養殖業	
小割り式一年魚はまち養殖業	百六十台
小割り式二年魚はまち養殖業	百台
小割り式三年魚はまち養殖業	二十五台
小割り式二年魚たい養殖業	二十五台
小割り式三年魚たい養殖業	二十五台
小割り式三年魚たい養殖業	二十五台

基づき支払うべき共済掛金に係る補助金について適用し、その共済責任期間の開始日が昭和四十六年三月三十一日以前の日である漁獲共済又は養殖共済に係る共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金については、なお従前の例による。

この政令は、公布の日から施行する。
改正後の漁業災害補償法施行令第十三条の二、第十四条、第二十二条、第二十二条の四、第二十五条第一項第二号及び別表の規定は、その共済責任期間の開始日が昭和四十六年六月一日以後の日である養殖共済に係る共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年五月三十日以前の日である養殖共済に係る共済契約については、なお従前の例による。

附 則（昭和五〇年五月一六日政令第一五五号）
この政令は、公布の日から施行する。
改正後の漁業災害補償法施行令第十四条の規定は、
行の日以後の日である養殖共済に係る共済契約につい

ての共済責任期間の開始日がこの政令の施

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五年三月二十四日政令第三一号）
この政令は、公布の日から施行する。

年八月三十一日以前の日である漁獲共済に係る共済契約については、なお從前の例による。改正後の漁業灾害補償法施行令附則第五項の規定は、その共済責任期間の開始日がこの政令の施行の日以後の日である養殖共済に係る共済契約及びその共済責任期間の開始日が昭和四十八年一月一日以後の日である漁獲共済に係る共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金について適用し、その共済責任期間の開始日がこの政令の施行の日前の日である養殖共済に係る共済契約及びその共済責任期間の開始日が昭和四十七年十二月三十一日以前の日である漁獲共済に係る共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金については、なお従前の例による。

改正後の漁業災害補償法施行令第二十五条第一項第二号及び別表の規定は、その共済責任期間の開始日が施行日以後の日である養殖共済に係る共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金について適用し、その共済責任期間の開始日が施行日前の日である養殖共済に係る共済契約については、なお従前の例による。

改正後の漁業災害補償法施行令第十一條並びに第十二條第一項及び第二項の規定は、その共済責任期間の開始日がこの政令の施行の日以後の日である漁獲共済に係る共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日がこの政令の施行の日前の日である漁獲共済に係る共済契約については、なお従前の例による。

その共済責任期間の開始日が昭和四十八年十二月三十一日以前の日である漁獲共済に係る共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金については、漁業災害補償法施行令第二十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

改正後の漁業災害補償法施行令附則第五項の規定は、その共済責任期間の開始日がこの政令の施行の日以後の日である養殖共済に係る共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金について適用し、その共済責任期間の開始日がこの政令の施行の日前の日である養殖共済に係る共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金については、なお従前の例による。

この政令は、公布の日から施行する。
改正後の漁業災害補償法施行令第十二条の二の規定は、その共済責任期間の開始日がこの政令の施行の日以後の日である漁獲共済に係る共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日がこの政令の施行の日前の日である漁獲共済に係る共済契約については、なお従前の例による。

附 則（昭和五三年四月一日政令第一二七号）

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年七月五日政令第二八二号）抄
（施行期日）

附則（昭和四九年八月二七日政令第二九八号）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

抄

この政令は、漁業災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第四十七号）の施行の日（昭和四十九年十月一日）から施行する。

附 費（昭和五五年四月五日政令第七九号）
この政令は、公布の日から施行する。

で、第九条の二及び第十二条の二までの規定は、その共済責任期間の開始日がこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日である漁獲共済に係る共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が施行日前の日である漁獲共済に係る共済契約については、なお従前の例による。

附 則
(昭和五六年九月一一日政令第二七六号)
抄

新令第十七條第二号及び第十八条の規定は、その共済責任期間の開始日が施行日以後の日である養殖共済に係る共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が施行日前の日である養殖共済に係る共済契約については、なお従前の例による。

第一条 この政令は、漁船損害補償法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十六年十月一日）から施行する。

補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下この条において「旧漁業災害補償法」という。）第六十八条の規定による報告の徴収若しくは第六十九条若しくは第七十一条の規定による検査を行った場合又は旧漁業災害補償法第七十二条若しくは第七十三条の規定による処分をした場合については、第二十六条の規定による改正後の漁業災害補償法施行令（次項において「新漁業災害補償法施行令」という。）第一条第三項及び第五項の規定は、適用しない。

2 この政令の施行前に農林水産大臣が旧漁業災害補償法第六十八条の規定による報告の徴収又は第七十一条の規定による検査を行った場合には、新漁業災害補償法施行令第一条第四項の規定は、適用しない。

附 則（平成二二年六月七日政令第三一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一四年一月一七日政令第一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年七月一二日政令第二五四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十四年十月一日から施行する。

附 則（平成一八年三月二三日政令第五三号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年三月二三日政令第五三号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年八月七日政令第二〇〇号）

（施行期日）

第一条 この政令による改正後の漁業災害補償法施行令第十九条の規定は、その共済責任期間の開始日がこの政令の施行の日以後の日である漁業施設共済に係る共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日がこの政令の施行の日前の日である漁業施設共済に係る共済契約については、なお従前の例による。

附 則（平成二一年八月七日政令第二〇〇号）

（施行期日）

第一条 この政令による改正後の漁業災害補償法施行令第十九条の規定は、その共済責任期間の開始日がこの政令の施行の日以後の日である漁業施設共済に係る共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日がこの政令の施行の日前の日である漁業施設共済に係る共済契約については、なお従前の例による。

附 則（平成二四年三月二八日政令第六八号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月三一日政令第一三四号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 （経過措置）

2 その共済責任期間の開始日がこの政令の施行の日前の日である養殖共済に係る共済契約並びに当該共済契約に係る再共済契約及び保険契約については、なお従前の例による。

附 則（平成二八年五月一八日政令第二二一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

第一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二八年一月七日政令第三七二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年九月一七日政令第二七五号）

（施行期日）

第一条 この政令は、漁業經營に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年九月一七日政令第二七五号）

（施行期日）

第一条 この政令は、漁業經營に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第三十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年一月一九日政令第三三九号）

（施行期日）

第一条 この政令は、商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年一月一九日政令第三三九号）

（施行期日）

第一条 この政令は、商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年一月一九日政令第三三九号）

（施行期日）

第一条 この政令は、改正法施行日（令和二年十二月一日）から施行する。

附 則（令和二年七月八日政令第二一七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、改正法施行日（令和二年七月八日）から施行する。

附 則（令和二年七月八日政令第二一七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和六年八月一日から施行する。

別表（第二十三条、第二十五条関係）

区分

第一号漁業	百分の八	率	補助限度
二 第二号漁業	百分の三	十	百分の八

二 第二号漁業
(一) 定置漁業以外の漁業のうち当該共済契約に係る漁業に使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの

（平成二七年三月三一日政令第一三四号）

1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

四十五 ほたて貝等養殖業	四十四 真珠母貝養殖業	四十三 うなぎ養殖業	四十二 小割り式かわはぎ養殖業	四十一 小割り式四年魚めばる養殖業	四十 小割り式三年魚めばる養殖業
百分の六 百分の六	十五 十五	十五 十五	十五 十五	十五 十五	十五 十五
八分の一 八分の一	八分の一 八分の一	八分の一 八分の一	八分の一 八分の一	八分の一 八分の一	八分の一 八分の一
四分の一 四分の一	四分の一 四分の一	四分の一 四分の一	四分の一 四分の一	四分の一 四分の一	四分の一 四分の一
百分の七 百分の七	百分の六 百分の六	百分の七 百分の七	百分の七 百分の七	百分の七 百分の七	百分の七 百分の七
十 十五	十 十五	十 十五	十 十五	十 十五	十 十五
百分の六 百分の六	百分の六 百分的六	百分的六 百分的六	百分的六 百分的六	百分的六 百分的六	百分的六 百分的六
(三) 当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が二百二十九台未満のもの	(四) 当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が五十台以上のもの	(一) 当該共済契約に係る養殖業に供用する養殖池に放養するにほんうなぎの共済責任期間中における合計台数が七万五千尾未満のもの	(二) 当該共済契約に係る養殖業に供用する養殖池に放養するにほんうなぎの台数が八台以上十三台未満のもの	(二) 当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	(二) 当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの
中における最高の台数が百四十五台未満のもの	中における最高の台数が三十台以上五十台未満のもの	中における最高の台数が十五台未満のもの	中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの
(三) 当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が二百二十九台未満のもの	(四) 当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が五百四十五台未満のもの	(一) 当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	(二) 当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	(二) 当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	(二) 当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの
中における最高の台数が二百二十九台以上的もの	中における最高の台数が五百四十五台以上的もの	中における最高の台数が十五台以上的もの	中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの

(一) 当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が五十台未満のもの

(二) 当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が五十台以上八十台未満のもの

(三) 当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が八十台以上のもの

四十七 くるまえび養殖業

(一) 当該共済契約に係る特定養殖業に供用する養殖池の共済責任期間中における最高の面数が十六面未満のもの

(二) 当該共済契約に係る特定養殖業に供用する養殖池の共済責任期間中における最高の面数が十六面以上三十二面未満のもの

(三) 当該共済契約に係る特定養殖業に供用する養殖池の共済責任期間中における最高の面数が三十二面以上のもの

十 百 分 の 六	百 分 の 六	百 分 の 七	百 分 の 七	百 分 の 六	百 分 の 六	百 分 の 七	百 分 の 六	百 分 の 六	百 分 の 七	百 分 の 六	百 分 の 六	百 分 の 七	百 分 の 六	百 分 の 六	百 分 の 七	百 分 の 六	百 分 の 六	百 分 の 七
八 分 の 一	六 分 の 一	四 分 の 一	十七 • 五 分 の 二	百分 の 五	四 分 の 一	三 分 の 一	二 分 の 一	八 分 の 一	六 分 の 一	四 分 の 一	八 分 の 一	六 分 の 一	四 分 の 一	八 分 の 一	六 分 の 一	四 分 の 一	八 分 の 一	六 分 の 一

- (一) 第三号(二)に掲げる養殖業に供用するもの
- (二) 第三号(二)に掲げる養殖業に供用するもの
- (三) 第三号(三)に掲げる養殖業に供用するもの
- (四) 第四十六号(二)に掲げる特定養殖業に供用するもの
- (五) 第四十六号(二)に掲げる特定養殖業に供用するもの
- (六) 第四十六号(三)に掲げる特定養殖業に供用するもの
- 五十二 いかだ
- (一) 第三号(二)、第四号(二)及び第五号(二)に掲げる養殖業に供用するもの
- (二) 第三号(二)、第四号(三)及び第五号(三)に掲げる養殖業に供用するもの
- (三) 第三号(三)、第四号(四)及び第五号(四)に掲げる養殖業に供用するもの
- (四) 第四号(二)及び第五号(二)に掲げる養殖業に供用するもの
- (五) 第四十四号(二)に掲げる特定養殖業に供用するもの
- (六) 第四十四号(二)、第四十五号(二)、第四十六号(二)、第四十七号(二)及び第四十九号(二)に掲げる特定養殖業に供用するもの
- (七) 第四十四号(三)、第四十五号(二)、第四十六号(二)、第四十八号(二)及び第四十九号(二)に掲げる特定養殖業に供用するもの
- (八) 第四十四号(四)、第四十五号(三)、第四十六号(三)、第四十八号(三)及び第四十九号(三)に掲げる特定養殖業に供用するもの
- 五十三 綱いけす
- (一) 第六号(一)、第七号(一)、第八号(一)、第九号(一)、第十号(一)、第十一号(二)、第十二号(一)、第十三号(二)、第十四号(二)、第十五号(二)、第十六号(一)、第十七号(二)、第十八号(一)、第十九号(一)、第二十号(一)、第二十一号(一)、第二十二号(一)、第二十三号(二)、第二十四号(一)、第二十五号(一)、第二十六号(一)、第二十七号(一)、第二十八号(一)、第二十九号(一)、第三十号(一)、第三十一号(一)、第三十二号(一)、第三十三号(一)、第三十四号(一)、第三十五号(一)、第三十六号(一)、第三十七号(一)、第三十八号(一)、第三十九号(一)、第四十号(一)、第四十一号(一)及び第四十二号(一)に掲げる養殖業に供用するもの
- (二) 第六号(二)、第七号(二)、第八号(二)、第九号(二)、第十号(二)、第十一号(二)、第十二号(二)、第十三号(二)、第十四号(二)、第十五号(二)、第十六号(二)、第十七号(二)、第十八号(二)、第十九号(二)、第二十号(二)、第二十一号(二)、第二十二号(二)、第二十三号(二)、第二十四号(二)、第二十五号(二)、第二十六号(二)、第二十七号(二)、第二十八号(二)、第二十九号(二)、第三十号(二)、第三十一号(二)、第三十二号(二)、第三十三号(二)、第三十四号(二)、第三十五号(二)、第三十六号(二)、第三十七号(二)、第三十八号(二)、第三十九号(二)、第四十号(二)、第四十一号(二)及び第四十二号(二)に掲げる養殖業に供用するもの

百分の六 十五	百分の七 十五	百分の六 十五	百分の七 十五	百分の六 十五	百分の七 十五	百分の六 十五	百分の六 十五	百分の七 十五	百分の七 十五	百分の七 十五	百分の七 十五	百分の七 十五	百分の六 十五	百分の六 十五	百分の六 十五	百分の六 十五	百分の六 十五	百分の六 十五	
三分の一	二分の一	八分の一	八分の一	六分の一	六分の一	四分の一	三分の一	二分の一	二分の一										

四号(二)、第三十五号(二)、第三十六号(一)、第三十七号(二)、第三十八号(二)、第三十九号(二)、第四十号(二)、第四十一号(二)及び第四十二号(二)に掲げる養殖業に供用するもの

三十八号(二)、第三十九号(二)、第四十号(二)、第四十一号(二)及び第四十二号(二)に掲げる養殖業に供用するもの

(三) 第六号(三)、第七号(三)、第八号(三)、第九号(三)、第十号(三)、第十一号(三)、第十二号(三)、第十三号(三)、第十四号(三)、第十五号(三)、第十六号(三)、第十七号(三)、第十八号(三)、第十九号(三)、第二十号(三)、第二十一号(三)、第二十二号(三)、第二十三号(三)、第二十四号(三)、第二十五号(三)、第二十六号(三)、第二十七号(三)、第二十八号(三)、第二十九号(三)、第三十号(三)、第三十一号(三)、第三十二号(三)、第三十三号(三)、第三十四号(三)、第三十五号(三)、第三十六号(三)、第三十七号(三)、第三十八号(三)、第三十九号(三)、第四十号(三)、第四十一号(三)及び第四十二号(三)に掲げる養殖業に供用するもの

四分の一
百分の六